

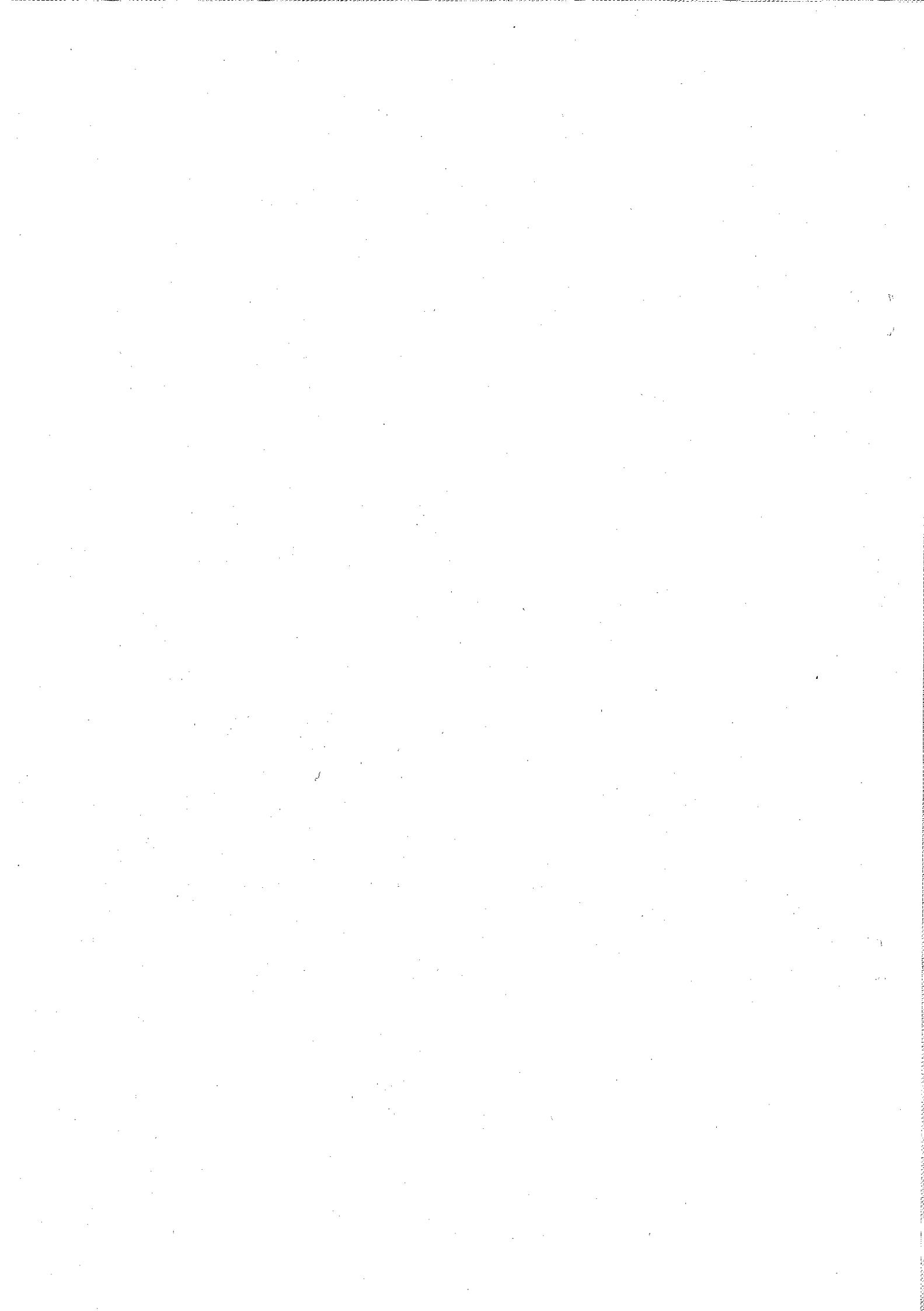
議案第24号

鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、
及び同協議会規約を変更する協議について

鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び次のとおり鳥取県西部町
村就学指導推進協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第252条の6の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山享弘



鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称変更に係る 規約改正が必要な理由と概要

1 規約改正が必要な理由

学校教育法施行令の一部改正にともない、施行令改正の趣旨に沿って本協議会の名称及び字句の修正を行うものである。

2 改正内容

「鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約」を「鳥取県西部町村就学支援協議会規約」に改める。

第1条中 「就学指導推進協議会」を「就学支援協議会」に、「障害のある児童及び生徒(以下「障害児」という。)の適正な就学指導を促進するため、障害児の障害」を「障がいのある幼児児童生徒の障がい」に、「障害」を「障がい」に、「教育措置の判定」を「就学支援の審査」に改める。

第3条中 「障害児」を「障がいのある幼児児童生徒」に、「就学指導」を「就学支援」に改める。

第15条中 「障害児」を「障がいのある幼児児童生徒」に、「障害」を「障がい」に、「教育措置」を「就学支援」に、「就学指導委員会」を「就学支援委員会」に改める。

3 附則

平成28年4月1日から施行する。

鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約の一部を改正する規約

鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約（昭和52年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

「鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約」を「鳥取県西部町村就学支援協議会規約」に改める。

第1条中 「就学指導推進協議会」を「就学支援協議会」に、「障害のある児童及び生徒（以下「障害児」という。）の適正な就学指導を促進するため、障害児の障害」を「障がいのある幼児児童生徒の障がい」に、「障害」を「障がい」に、「教育措置の判定」を「就学支援の審査」に改める。

第3条中 「障害児」を「障がいのある幼児児童生徒」に、「就学指導」を「就学支援」に改める。

第15条中 「障害児」を「障がいのある幼児児童生徒」に、「障害」を「障がい」に、「教育措置」を「就学支援」に、「就学指導委員会」を「就学支援委員会」に改める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約

鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約（昭和52年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
鳥取県西部町村就学支援協議会規約	鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約
(設置)	(設置)
第1条 鳥取県西部町村就学支援協議会（以下「協議会」という。）は、 <u>障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援の審査</u> に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として設置する。	第1条 鳥取県西部町村就学指導推進協議会（以下「協議会」という。）は、 <u>障害のある児童及び生徒（以下「障害児」という。）の適正な就学指導を促進するため、障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の状況に応じた教育措置の判定に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として設置する。</u>
(協議会の担任する事務)	(協議会の担任する事務)
第3条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 (1) 関係町村の <u>障がいのある幼児児童生徒に係る就学支援の審査</u> に関する事務 (2) 略	第3条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 (1) 関係町村の <u>障害児に係る就学指導の審査</u> に関する事務 (2) 略
(委員会の設置)	(委員会の設置)
第15条 協議会は、関係町村教育委員会の求めに応じ、 <u>障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援について調査審議する機関として、鳥取県西部町村就学支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u>	第15条 協議会は、関係町村教育委員会の求めに応じ、 <u>障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の状況に応じた教育措置について調査審議する機関として、鳥取県西部町村就学指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u>
2 略	2 略

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

